

令和 7 年度 冬季一般入学者選抜
法律科目試験
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は 9 枚綴り、問題は片面に印刷されています。
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
(1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
(2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第 1 面の左欄、右欄、第 2 面の左欄、右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配付することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒、青、ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、携帯用鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡です。ラインマーカー、下敷きは使用できません。時計のアラーム、携帯電話等は電源を切ってください。
8. 読みやすい答案となるよう心掛けてください。
9. 試験問題の内容等について質問することはできません。
10. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
11. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
12. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

憲	法		1
民	法		3
刑	法		6

憲 法

【設問】（配点：50 点）

次の【事実】を読み、あなたがXから依頼された代理人である場合、国側（Y）の反論を踏まえつつ、また、関連する判例に言及しながら、どのような憲法上の主張を行うか論じなさい（ただし、訴訟法上及び国家賠償法上の論点については触れる必要はない）。

【事実】

2xxx 年、国会では同性婚について審議がなされていた。その際、答弁を求められた内閣総理大臣Aは、①憲法はそもそも同性婚を想定しておらず、ゆえに、憲法の趣旨を具現化した民法及び戸籍法の諸規定が同性婚を認めないことは憲法に反しないこと、②婚姻は従来、男女による結合であると考えられており、民法をはじめとした諸法律もそれを前提として規定されていること、③社会通念上、婚姻とは男女による結合であるとの伝統的な婚姻概念は国民の間で広く根付いていること、④婚姻は、男女による生殖及び子の養育を目的としていることなどを挙げ、国として同性婚を法制化する予定はない旨を述べた。他方で、同性婚は認めないものの、現に法律婚をしている異性カップルに付与されている様々な権利と同等のものを同性カップルにも付与する、パートナーシップ制度の制定については前向きである点も述べた。

Xらは同性愛者であり、法律上同性のパートナーとの婚姻を望む同性カップルである。時を同じくして、Xらは居住地にて婚姻届を提出したものの、同性であることを理由に当該婚姻届は受理されなかった。Xらは、同性婚を認めない民法及び戸籍法の諸規定が憲法に反すると考えている。

【参考条文】

民法

第七百三十九条

第一項 婚姻は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

戸籍法

第十三条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

六 夫婦については、夫又は妻である旨

第七十四条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 夫婦が称する氏

二 その他法務省令で定める事項

*** 出題趣旨**

本問は近時の一連の同性婚訴訟を素材に、同性婚が認められないことの憲法適合性について問うている。

関連する条文は、憲法 13 条、14 条 1 項、24 条 1 項及び 2 項であるが、とりわけ、14 条 1 項及び 24 条 1 項（2 項）の正確な理解が肝要である。まず、14 条 1 項については、関連する判例に言及しながら、本問における区別事由、及び、制約される権利利益の重大性を検討した上で審査基準が立てられているか、そしてそれを踏まえて適切にあてはめがなされているかなどを総合的に判断する。次に、24 条 1 項についても、関連する判例に言及しながら、婚姻の自由の保障範囲、制約の態様を検討した上で審査基準が立てられているか、そしてそれを踏まえて適切にあてはめがなされているかなどを総合的に判断する。

民法

次の文章を読んで、下記の【設問１】、【設問２】と【設問３】に答えなさい。なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

〔事実Ⅰ〕

1. 2024年10月1日、Aは、所有する甲絵画を100万円でBに売る旨の売買契約をBとの間で締結した（以下、この売買契約を「本件契約」という）。本件契約においては、同月8日にBの住所で甲絵画を引き渡すこと、同月9日に代金を支払うことが合意されていた。
2. 2024年10月2日、Aは、本件契約から生じる代金債権をCに譲渡し、その旨を内容証明郵便を用いてBに通知したところ、この通知は同月3日にBに到達した。
3. 2024年10月8日、Aは、個人で運送業を営むDに甲絵画をBの住所に届けるよう依頼し、Dは、所有する自動車に甲絵画を載せて出発した。ところが、Dの運転する自動車が事故に遭遇し、炎上した結果、甲絵画は滅失してしまった。この事故の主な原因は、自動車を運転していたDの不注意であった。

【設問１】（配点：10点）

Bが、Aに対して、甲絵画が滅失し、その引渡しがなされなかったことによって被った損害の賠償を求めたところ、Aは、「甲絵画の滅失はDの不注意によるのである

から自分は責任を負わない」と主張している。〔事実Ⅰ〕を前提として、この主張の当否を検討しなさい。

【設問2】（配点：20点）

2024年10月9日になってCがBに対して本件契約から生じる代金債権を行使して100万円の支払を請求してきた。これに対して、Bは、本件契約の解除の意思表示をAに対して行った上で、そのことをCに主張し、代金の支払を拒んでいる。〔事実Ⅰ〕を前提として、Bの主張を踏まえながら、Cの請求の成否を検討しなさい。

〔事実Ⅱ〕

1. Eは乙土地を所有し、その登記を備えている。
2. 2024年10月1日、Eが死亡し、その相続が開始した。Eの相続人は、Eの子であるFとGである。
3. 2024年12月1日、Eの相続開始以前からGに対して貸金債権を有していたHは、Eが死亡したことを知った。その後、Hは、乙土地について、FとGが法定相続分に従って共同相続したものであるとしてGに代位し相続登記を備えさせた上で、Gが有する共有持分（2分の1）を差し押さえた。そして、その差押登記がなされた。

【設問3】（配点：20点）

〔事実Ⅱ〕に加え、下記の①あるいは②の事実（いずれも相互に独立の事実とする）があった場合を前提として、Fは、Hがした差押えを排除するために、Hに対して自らが乙土地を単独で取得したことを主張している。それぞれの場合について、この主

張の成否を検討しなさい。

① 2024 年 10 月 10 日、G は家庭裁判所において相続放棄の申述をし、同年 11 月末までに、この申述は受理された。

② 「乙土地を F に相続させる」旨の E が作成した自筆証書遺言が発見された（この遺言は有効に成立し、検認もなされたものとする）。

〔出題趣旨〕

〔事実Ⅰ〕に関する【設問１】は、いわゆる「履行補助者の過失」について基本的理解を問うものである。これに対して、【設問２】では、本件契約の解除が可能か、可能であるとして契約解除を代金債権の譲受人に対抗できるかが問題となっている。条文（民法 468 条 1 項、同 542 条 1 項 1 号、同 545 条 1 項ただし書）・判例（最判昭和 42 年 10 月 27 日民集 21 卷 8 号 2161 頁）を踏まえた検討が求められる。

〔事実Ⅱ〕に関する【設問３】は、「相続と登記」の問題のうち、①相続放棄がなされた場合と②特定財産承継遺言がなされた場合を取り上げるものであり、特に民法 899 条の 2 第 1 項の適用を丁寧に論じることが期待される。

刑法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ、論じなさい
(建造物侵入罪（刑法 130 条前段）、偽計業務妨害罪（刑法 233 条後段）、特別法違反
の点を除く。）。(配点：50 点)

1 甲は、警備員として A ビルで働いていた独身の者であるが、A ビル内でしばしば見かける B に対して恋愛感情を抱き、交際のきっかけを探していた。そこで、甲は、B のカバンから財布を抜き取り、B の免許証を見て B の氏名・住所をメモしてから、直ちに B を追いかけて「財布を落としましたよ。」と告げて、落ちていた B の財布を甲が拾って届けに来たと装いつつ、返却の際に B と会話することを企てた。

そして、2 月 2 日午前 11 時 10 分頃、A ビル内にて、甲は、B が手に持っていた手提げカバンから、B に気づかれないように B の財布を抜き取った。そして、その場から 10 メートル離れた男子トイレに入り、そこで B の財布から免許証を取り出して氏名・住所をメモした。そして、直ちに免許証を財布に戻して B を追いかけた。そして、同日午前 11 時 12 分頃、甲は B に追いついて「財布を落としましたよ。」と声をかけ、財布を返却した。B は甲に「ありがとうございました。」と言って財布を受け取った。しかし、甲は B との会話をうまく続けることができず、B はその場を立ち去った。

なお、甲は、B の財布から現金を抜き取るなどすれば交際のきっかけを失いかねないと思い、免許証を見て氏名・住所を知ったら直ちに B に返却することだけを考えており、現に免許証以外は取り出してもいない。

2 2月20日、甲は、Bとの交際のきっかけを作ることには失敗したこともあり、結婚相手を探すためにいわゆる婚活パーティー（結婚相手を探す目的で集まった者が交流する会）に参加することとした。

そして、甲はC社が主催する婚活パーティーに参加を申し込んだところ、C社の担当者Dからプロフィール用紙を提出するよう求められた。甲はそれに応じて、同用紙を受け取った。同用紙は、「プロフィール・カード」というタイトルが付されており、パーティー参加者に配布されて、パーティー中に参加者が互いを知るために利用するためのものである。

甲は、同用紙の氏名・趣味等の欄には自身のものを記入したが、職業欄についてのみ、「婚活パーティーでは弁護士がモテると聞いたことがあるから、弁護士と書こう。」と考えて、パーティー参加者の関心を得るために、弁護士でないにもかかわらず、職業欄に弁護士と記入した。

そして、甲は、上記のように記入した同用紙をDに提出した。

なお、C社が主催する婚活パーティーの参加条件に特定の職業に就いていることは含まれていなかった。また、甲と同姓同名の弁護士は実在しており、甲もこのことを知っていた。

【出題の趣旨】

本問は、窃盗罪および私文書偽造罪（・同行使罪）について問う問題である。

B の財布を抜き取った行為につき、不法領得の意思が問題となる。まず、甲は直ちに B に返還するつもりであること（返還までの時間的な短さ）に着目する必要がある。また、本問では、甲に B の氏名・住所を知る（個人情報を得る）目的があったことについて検討しなければならない。

次に、いわゆる婚活パーティーのプロフィール用紙に、氏名等は自身のものを記入しつつ、職業欄は弁護士と虚偽の内容を記入しているところ、私文書偽造罪が成立するかが問題となる。「偽造」の意義を踏まえたうえで、プロフィール用紙の性質・機能等に対する検討が求められる。甲と同姓同名の弁護士が実在するとはいえ、本件のプロフィール用紙は「弁護士としての業務に関連して弁護士資格を有する者が作成した形式、内容のもの」（最決平成 5 年 10 月 5 日刑集 47 卷 8 号 7 頁）とは異なることに対する考察が重要である。

私文書偽造罪の成立を肯定する場合には、プロフィール用紙を D に提出していることから、同行使罪についても簡単に言及する必要がある。